

## (様式 1)

## 「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立高齢者生きがい活動センターの使用許可・不許可	
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立高齢者生きがい活動センター条例第5条、第6条	
所管部室課名	福祉部高齢福祉室	
審査基準	<p>(使用の許可) 第5条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。</li> <li>(2) 管理上やむを得ない事情があるとき。</li> <li>(3) その他市長が不適当と認めるとき。</li> </ul>	
標準処理期間等	事例に応じて異なる	
内訳	名 称	期 間
	処分機関	指定管理者
	審議機関	指定管理者
	経由機関	
協議機関	福祉部高齢福祉室	事例に応じて異なる
備考		
最近改正年月日	—	